

令和8年第7回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年7月22日（水）10時00分から11時00分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	8番	小川	進
委員	2番	秋山	譲二
	3番	酒井	笑子
	4番	原	亜由美
	5番	小笠原	章仁
	6番	北村	栄治
	9番	宮川	利重
	10番	三谷	晴喜

欠席委員（2名）	1番	小松	真嗣
	7番	上池	如夫

4. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第12号 非農地申請について
- 第3 議案第13号 非農地申請について
- 第4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 農地パトロールの実施について
- 第8 その他

5. 会議に出席したもの

事務局長	石川	裕之
事務局書記	小森	紳

6. 会 議

〔議長〕

ただいまより令和8年第7回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、1番 小松真嗣 委員、7番 上池如夫 委員

委員の2名です。

出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、6番北村栄治委員、9番宮川利重委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第12号について事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料1 ページ目をご覧ください。

はい、資料1 ページをご覧ください。議案第12号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■を含む計の3筆で、台帳地目は■■■■■■■■■■の2筆が田、現況地目は山林、■■■■■■■■■■の1筆が台帳地目は畑、現況は雑種地となっています。こちらについて、6月12日に担当委員の酒井委員と事務局小森が、現地確認を行いました。申請地は16ページ写真のとおりであり、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第12号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔酒井委員〕

はい、3番酒井笑子です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第12号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第3議案第13号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

資料18ページ目をご覧ください。

はい、資料18ページをご覧ください。議案第13号については、非農地証明願の申請であり昨年度農業振興整備計画の非農地除外手続きを完了した農地となっております。申請地は、XXXXXXXXXXを含む計の3筆で、台帳地目は田、現況地目は原野となっています。こちらについて、7月10日に担当委員の三谷委員と事務局石川、小森が、現地確認を行いました。申請地は28ページからの写真のとおりであり、非農地とすることもやむを得ない現況かと存じます。ご審議の程よろしく願います。

〔議長〕

それでは、議案第13号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔三谷委員〕

はい、10番三谷晴喜です。

申請地は事務局説明のとおりとなっており、農地としての復旧は難しいと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第13号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第4議案第14号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料34ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、XXXXXXXXXXを含む全3筆となっており、申請地の場所・状況は52ページから56ページの資料となります。登記地目、現況地目ともに3筆すべて畑、面積は合計1,085㎡です。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は34ページに記載のとおりです。

令和8年6月12日に譲受人の立会いのもと酒井委員と事務局小森で現地を確認しています。

42ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、資料41ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、41ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の39ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては6月12日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします

〔議長〕

それでは、議案第14号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、3番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作

予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔原委員〕

申請者の住所地は南国市であるが通作距離は10m 1分となっており、理由は何故か。

〔事務局〕

申請者は3条許可と併せて周辺宅地の売買も予定しており、権利移譲後転入予定です。今回、通作距離については住所変更後の予定状況にて記載しています。

〔議長〕

他にないようですので、採決いたします。議案第14号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第5、議案第15号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料57ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町[REDACTED]となっており、申請地の場所・状況は67ページから71ページののとおりです。登記地目、現況地目ともに畑、面積は合計304㎡です。

申請理由は売買で、譲渡人、譲受人は57ページに記載のとおりです。

令和8年6月12日に譲受人の立会いのもと酒井委員と事務局小森で現地を確認しています。

64ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、資料63ページの耕作計画書でも確認できるとおり、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、

全ての農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、63ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の61ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては6月12日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします

〔議長〕

それでは、議案第15号について、担当委員の説明を求めます。3番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、3番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第15号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第6、議案第16号に移ります。

事務局に説明を求めます。

〔事務局〕

事務局書記より説明します。

資料は72ページ目をご覧ください。農地法第3条の所有権の移転案件です。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■及び■■■■■■■■■■の2筆となっており、申請地の場所・状況は94ページから98ページに付けています。登記地目、現況地目は畑、面積は合計2,677㎡です。

申請理由は賃貸借で、貸出人、借受人は72ページに記載のとおりです。

令和8年7月10日に借受人の立会いのもと小笠原委員と事務局石川、小森で現地を確認しています。

お手元の資料78ページの農地法第3条調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、現在借受人は■■■■■■■■■■方面に多数の農地を所有しています。しかし、地目上農地とされる土地の多くは急傾斜地であり、耕作が難しい部分については保全管理の状態となっています。耕作が比較的可能な平場については問題なく耕作をされており、保有する農地および本件該当地の効率的な管理、耕作は可能と見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、借受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件におきましても、77ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、申請書の76ページの周辺地域との関係に記載のとおり、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について支障は生じないものと考えられます。その件に関しては7月10日の現地確認において、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第16号について、担当委員の説明を求めます。5番小笠原章仁委員。

〔小笠原章仁委員〕

はい、5番小笠原章仁です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者の農業従事期間や家族の状況、耕作予定の土地の規模について、現地確認をふまえ、善良な管理が見込まれることから、問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

〔議長〕

ないようですので、採決いたします。議案第16号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、日程第7に移ります。

〔事務局〕

農地パトロール日程、確認場所について資料共有。

航空写真等については本総会終了後、実施日までに郵送にて共有。

〔議長〕

それでは日程第7農地パトロールについて質問等ある方はお願いします。

(発言なし)

〔議長〕

ないようですので、事務局は出た意見等をもとに当日までの調整をお願いします。

次に日程第8、その他について事務局に報告を求めます。

〔事務局〕

相続未登記による農地中間管理事業が使えない先の手続きについて

(相続権利割合51%以上とならない手続き)

→今後は案件ごとに状況(相続権者を調べたところまでの内容)を総会にて報告
報告後、権利割合を51%以上にすることが難しいと判断される場合は、農地法
3条手続きを案内し、別途紛争時の解決について同意を得た手続きにより、委員会判断を行う。

次回8月総会の日程については、8月26日（水）10時からを予定しております。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和8年第7回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。
おつかれさまでした。

署名委員 6番 _____

署名委員 9番 _____